

## 食中毒の発生について

旭川市内において、食中毒が発生しましたのでお知らせします。

発生年月日	令和6年3月6日（水）	
患者数	68名	
患者の症状	おう吐、下痢等	
原因食品	令和6年3月5日（火）及び3月6日（水）に原因施設で調理し、配送した昼食用弁当	
原因施設	名称	リトルボード
	所在地	旭川市曙1条3丁目1-15 プラトンホテル内
	営業者	株式会社ランドネットワークス
	業種	飲食店営業
病因物質	ノロウイルスGⅡ	
行政処分等	理由	食中毒（食品衛生法第6条第3号違反）
	内容	当該施設の営業の停止（適用条項：食品衛生法第60条第1項） 令和6年3月15日（金）から令和6年3月17日（日）までの3日間
備考	当該施設は、令和6年3月9日（土）から営業を自粛している。	